

所得申告は 正しくお早めに！

申告期間は
2月14日(金)～3月17日(月)

申告の準備はお済みでしょうか？

平成25年中の所得に対する「町県民税・国民健康保険税」の申告受け付けおよび申告相談を行います。また、平成26年度実施予定の「臨時福祉給付金」も今回の申告に基づき給付の判断を行いますので、この期間にもれなく申告されますようお願いします。

例年、申告期限前は会場が大変混み合いますので、できるだけ左ページの日程表に沿ってご来場ください。

問い合わせ先 役場税務課 住民税係 ☎ 286-3111 内線 141・142



申告が必要な人

益城町申告相談会場で申告が必要な人は、本年(平成26年)1月1日以降に本町に居住していた人で、次の①から④の項目に該当しない人です。

①平成25年中の収入が給与のみの人で、年末調整が済んでいる人

②平成25年中の収入が公的年金のみの人で、所得控除の申告が必要でない人

③平成25年中の収入が無い人で、益城町内に居住している人の扶養親族等となっている人

④税務署に直接確定申告書を提出する人

⑤社会保険料(国民年金や任意継続保険などの払込証明書または領収書。生命保険、個人年金、地震(損害)保険料の支払証明書)

⑥税務署から確定申告書の事前送付があった人は、送付された書類一式

⑦身障者手帳、戦傷病者手帳など

※「税務署に直接確定申告書を提出する人」とは、次のいずれかの方法で確定申告をする人のことです。

・熊本東税務署の確定申告会場(熊本東税務署3階)で確定申告をする人

・青色申告をする人

・自分で確定申告書を作成し、熊本東税務署に提出する人

・『e-Tax(イータックス)』で電子申告をする人

次の項目に該当する人も 申告が必要です

- ・町外に居住している人の扶養親族等になっている人
- ・遺族年金、障害年金など非課税所得を受給している人
- ・平成25年中の収入がない人で、誰の扶養親族等にもなっていない人

申告に必要なもの

①印かん(通帳の届け出印が望ましい。所得税の口座振替手続きに必要なため)

②本人の口座番号が分かるもの(通帳など)

③源泉徴収票・支払証明書など

④事業所得・不動産所得などがある人は収支内訳書

⑤社会保険料(国民年金や任意継続保険などの払込証明書または領収書。生命保険、個人年金、地震(損害)保険料の支払証明書)

⑥税務署から確定申告書の事前送付があたった人は、送付された書類一式

⑦身障者手帳、戦傷病者手帳など

医療費控除を受ける人へ

医療費控除を受ける人は、平成25年に支払った医療費の領収書(原本)が必要です。事前に家族ごとに計算をして、「医療費の明細書(役場・税務署に備え付けてあります)」に記入し、申告会場に持参してください。

また、「高額療養費として健康保険からの給付金」や「生命保険などからの給付金」などを差し引いた金額が対象となりますので、「戻ってきた金額」が分かる書類も必要です。

国税庁ホームページをご利用ください

自宅のパソコンで作成した確定申告書を税務署へ提出できます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。
・アドレス <http://www.nta.go.jp>

